

検討課題の論点

1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化

論点

- 指針の趣旨・内容を保育現場に広く周知し、保育現場でのより積極的な取組を促すため、指針を告示としてその位置づけを強化するとともに、指針に盛り込む事項の簡素化・大綱化を図る一方、指針の内容をわかりやすく解説する通知ないしガイドラインを新たに策定すべきではないか。
- 指針を①保育内容に関する事項、②保育内容に関連する保育所の運営に関する事項を総合的に規定したものとし、その性格を明確にすべきではないか。

(簡素化、大綱化、明確化、関係性)

- 保育指針の告示化に賛成である。
- 保育指針の内容の簡素化、大綱化を図ることにより、各保育所における保育の独自性や特色を尊重すべきである。
- 告示化は幼稚園教育要領との整合性から好ましいが、必要以上に監査に利用されないよう留意し、保育の営みという現場でのダイナミックなプロセスを視野に入れた柔軟な基準になるべきである。
- 指針が皆に読まれるためには、指針の作り方に工夫が必要である。例えば、保育のねらいとしての心情、意欲、態度の意味や位置付けがわかりにくい、また養護と教育の記述もわかりにくい。
- 「子どもの発達」と「保育内容」との関係性の理念をもう少し明確にすべきである。
- 子ども・保護者・保育士それぞれの関係性を重視すべきである。
- 発達過程区分は、発達段階ではなく、その年齢の多くの子どもが辿る発達のプロセスを示したものであることを明示すべきである。
- 児童福祉法に基づく保育所としてなすべきこと、保育士としてなすべきことを明記すべきである。
- 第3章から第10章の「保育の内容」は、「保育士は（が）」、「子どもは（が）」という主語を入れるべきである。
- 時代背景も含めた改定のねらいや理由を盛り込むべきである。
- 「保育内容に関する事項」と「保育内容に関連する保育所の運営に関する事項」を総合的に規定し明確にすべきである。

(構成、その他)

- 告示の構成について、現行の第3章から第10章までを一つにまとめ、その細部は解説の方でわかりやすくすべきである。
- 第13章の「子育て支援」と「研修」はそれぞれ重要な項目であるので、章立てを別にしてはどうか。
- 告示化にあたって、「保育所保育指針」という名称を「保育所保育要綱」、「保育所保育要領」へ変えたらどうか。
- レベルを下げないための基準と理想に近づけるための基準を、「養護と教育」や「個と集団」という視点から整理すべきである。
- 指針は保育士・保育所の専門性をアピールしていくための重要なツールとなるので、指針の活かし方を想定するべきである。

2. 養護及び教育の充実 小学校との連携強化

論点

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、
 - ①情緒の安定、基本的な生活習慣、規律の確立、遊びを通じた学びや社会性といった観点から、養護及び教育の充実を図るべきではないか。
 - ②発達や学びの連続性を踏まえた小学校との接続の強化の観点から、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

養護及び教育（明確化、充実）

- 「保育とはなにか」、「養護とはなにか」、「教育とはなにか」について、きちんと概念整理を行うべきである。
- 今の保育指針では、「養護」とは「生命の保持と情緒の安定」という意味であり、「養護と教育が一体となって」とは養護と教育は分けて捉えられるものではなく、生命の保持と情緒の安定があって初めて5領域にみられるような子どもの育ちが可能になるという捉え方であると理解している。
- 0～6歳児の発達の連続性を踏まえ就学前の保育・教育を明確にする必要がある。
- 保育の目標である、子どもに培うべき「望ましい未来を作り出す力の基礎」とは何か、本質的なものを示すべきである。
- 言語と社会性（人間関係）に関する教育観を明示する必要がある。
- 養護と教育の一体化が議論されているが「養護」が基本であり、「教育」はそこから発生してくるものではないのか。
- 保育所保育には、幼稚園教育要領と同等の教育的機能があるということを明示するべきである。
- 幼児教育原理として、子どもの主体性を尊重し、知識偏重ではなく「考える力」を育てることを強調すべきである。
- 遊びの充実（幼児期の教育の充実）が重要である。
- 保護者が本来の幼児教育を理解できるよう、指針に書き込む必要がある。
- 保育と教育を明確に分離せず1日の生活をデザインし、指導計画の作成につなげていくことが必要である。
- 18歳までの子どもの育ちを視野に入れて、乳幼児期の保育が位置付けられる必要がある。また、学童期における養護の取組も明記する必要がある。

小学校との連携（接続、連携）

- 幼児期の学びの特性と小学校期の学習の部分の接続について、少し異質なものと認識しながら接続させていくことが非常に大事なポイントである。
- 「接続」は基本的に教育課程や内容の接続を指し、「連携」は人の交流や教師と保育士が連携し合って子どもを育てる視点と考える。その際、教育課程の接続強化（小学校教育への準備）という視点ではなく、発達や育ちにつながるようお互い連携していく視点であるべきである。
- 保育所は小学校との連携や接続だけを強めるのではなく、生涯学習の基盤となるということの位置付けが重要である。
- 保小連携は、小学校主体の教科内容のトップダウンではなく、保育所での生活スタイルの確立を基礎とし、小学校教育と連携すべきである。
- 教師と保育士との交流、幼児と児童の交流を深め、保護者への啓発をすべきである。
- 指導要録の抄本等、小学校への情報提供が行われるべきである。

3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化

論点

- 次世代育成支援の推進のため、すべての家庭を対象とした「地域の子育て支援」の機能を保育所保育と並ぶ保育所の重要な機能として位置付けることとし、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

(明確化)

- 保育指導（ソーシャルワーク）と地域の子育て支援に重点を置く必要がある。
- 「保育指導とはなにか」ということをもっと具体的にまとめる必要があり、その際、必須の部分とそうではない部分があるが、絶対欠かせないものはコーディネートなどの役割ではないか。
- 上手にコーディネートできる機能を持つことが子育て拠点としての役割と考えてよいのではないか。
- 「保育」の概念に「子育て支援」を入れるのか入れないのか明確にしないと、保育と子育て支援の両方が保育であるとの矛盾が生じるのではないか。
- 前回の改訂時には保育所保育プラス子育て支援という形で整理したが、子どもの保育と親の指導も含めたものを保育所保育と整理するのかなど、明確にするための議論が必要である。
- 保育指針には、園児の保護者に対する具体的な指導・援助的な表現は書かれていないので、そうした内容を盛り込んでいくことが重要である。
- 保育士の通常業務の明確化と、保育士がコーディネートしていくという理念の明確化が必要ではないか。
- 保育所はもう少し親の力、子どもの力を伸ばすための子育て支援の拠点としてあるべきである。
- 保護者同士の関係づくりが子育て支援の大きなテーマの一つであるが、個人情報保護とのかね合いでやりにくい状況もあり、こうした点に関する配慮が必要である。

(連携、機能強化)

- 園児の家庭、園児以外の家庭に対しても、育児講座、子育て相談、園便り等を通して家庭育児への助言・支援を行い、家庭と連携すべきである。
- 地域の社会資源・関係機関との連携が大切であることを強調すべきである。
- 地域の保健・医療などの専門職との連携を強化し、家庭での育児機能の向上を支援できる体制整備が必要である。
- 保育の主体は家庭・家族にあり、現行の「家庭養育の補完」を含めた就学前の保育の定義をより明確にし、保育の充実を図るべきである。
- 保育は「家庭養育の補完」ではなく、「保護者と共同して子どもを育てる営み」として捉えるべきである。その先に、地域の人々との共同を目標としてよいのではないか。
- 保育所及び保育士は、その専門性を発揮し、地域ニーズに対応する拠点としての子育て支援の展開を図る必要がある。
- 子育て支援を必要以上に背負い込まないように、地域ネットワークという視点から他の地域社会資源との関係、外部人材の積極的活用を整理する必要がある。
- 保育所が地域の子育て拠点としての役割を担っていくために、研修の体系化、充実といった方策を講ずることが必要である。

4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

論点

- 児童虐待、食育、障害児保育、個人情報保護、健康・安全対応など児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の改善・充実を図るべきではないか。

(明確化、充実)

- 食育は、保育所のマネジメントのあり方にも大きく関わっており、こうした役割の重要性を明文化する必要がある。
- 健康・安全という問題では、子どもの命を守るということを一番の原点に置きながら、新しい知見をどう保育の中に盛り込んでいくかが非常に大切である。
- リスクマネジメントあるいはセーフティマネジメントの視点を盛り込む必要がある。
- 現行の第12章、第13章は重なりがあるので、その示し方を変えていくことが大事である。
- 児童虐待の早期発見・対応の充実を図るため、内容・留意事項等、記述を充実させるべきである。
- 最も重要な遊び場である園庭、保育保健の拠点ともなる保健室の充実、換気など衛生環境の改善と照明、騒音などへのさらなる対策が必要である。
- 保育所外活動における安全指導についても明記すべきである。
- 大規模自然災害時の子どもの安全確保・心身の健康、地域との連携、不審者への対応などが必要である。
- 多様な年齢の子どもたち同士の関わりや小中高生、大人、高齢者との関わりの取組を指針に位置付ける必要がある。
- 保育所は、家庭への援助、女性のライフプランへの理解、親として育つための支援、子どもの代弁という役割を持つのではないか。
- 指針と現場にギャップを感じるので、現実的に保育現場が抱えている課題について、よく議論すべきである。
- 特別保育事業など、保育所保育機能の一般化と拡大を、本来の通常保育と共に整理すべきである。
- 利用者志向、利用者との共創の意識を持ち、一方的な提供サービスという考え方からの転換が必要である。
- 一緒に子どもを育てる仲間として、保護者の視点をもっと登場させるべきである。
- 保育士や看護師等の保育者が果たす役割の重要性を明記すべきである。

(連携)

- 保育の現場における子どもの健康は家庭との連携が基本である。
- 保育所だけの問題ではなく地域の大きな問題なので、例えば虐待については児童相談所や民生児童委員といった関係機関とのネットワークの仕方について、具体的な整理が必要である。
- 障害のある子ども、医療的ケアを要する子どもに対する保育については、一人一人の子どもの発達や障害状態に応じた適切な対応や、保護者支援、医療機関等の連携が必要である。
- 病児・病後児保育、障害児保育等のためには、保健室の充実、地域医療、専門職との連携強化が必要である。急性期の急性疾患を持つ乳児を保育所に預けるのは非常に大きな問題である。

5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取組を促す評価の仕組み

論点

- 保育所及び保育士の保育内容や運営の改善のための取組を促すため、保育内容等の（自己）評価・点検の視点を盛り込むべきではないか。
- 保育士の研修や自己研鑽など資質向上の取組を強化するため、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。
- 利用者の苦情解決（権利擁護）や保育所の情報公開の取組を促すため、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

（明確化）

- 保育のプロセスの質が大事であり、指針の記述を詳しくすべき。その意味で保育士の資質向上と評価が重要である。
- 保育者が保育者として育っていく過程、そのための方法・条件が明確に示されていない。
- 保育者の倫理について、一定の内容を示すべきである。
- 研修や評価は、保育を振り返り、保育者の中で検討、共有されていく過程が重要である。

（研修の充実）

- 専門性を高めるための研修を義務付けすべきではないか。
- 保育士の技術と倫理について体系化して提示することが必要である。
- 保育士以外の職員も含む職員の資質向上と子どもの最大利益に基づく研修体制を整える必要がある。
- 保育所の機能の多様化に伴う、養護・教育への配慮、家庭保育支援、特別支援等の専門性確立の必要性から、職員の資質向上、研修は欠くことができない。
- 保育所の運営にあたる者及び保育士の質の向上のための各種研修の充実化をより積極的に位置付けるべきである。
- 現場研修、公開保育などの幼児の発達を保障する教育機能に対する研修を充実すべきである。

（自己評価）

- 保育士が自己評価・自己点検し、自らの保育を高めるなどの自己啓発・自己研鑽を図り、専門性の向上に努めることが必要である。
- 各保育所、各保育士による自己評価が大事であり、その上で専門家などの第三者による評価を位置付けるべきである。
- PDCAの重視、第三者評価への納得度と有効性を高め、経年の変化を含めた評価ができる仕組みが必要である。
- 自己評価と他者評価、第三者評価がうまく循環して、議論によって保育の質が向上していくような評価が必要である。

（その他）

- 価値観の多様化による苦情の増加に対して、適切な対応と説明責任を果たせるようにする必要がある。
- 保育士の国家試験化、施設長の資格化を検討すべきである。
- 等級制度など、意欲のある人が仕事を通して、能力を高めてモチベーションと自信が高まる仕組みづくりが必要である。
- 頻繁なローテーションの中で、研修時間を確保し自己の向上意欲を高めていくには、「幼児教育振興アクションプログラム」に相当する具体的な総合施策の策定が必要である。